

国際相互承認に係る容器保安規則

平成28年 6月30日経済産業省令第82号

改正：令和 2年 4月10日経済産業省令第37号（火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月10日	
<p><b>第八章 容器及び附属品の再検査並びに容器検査所</b> (容器再検査の期間)</p> <p><b>第十五条</b> 法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては法第四十五条第一項若しくは法第四十九条の二十五第一項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の刻印又は法第四十五条第二項若しくは第四十九条の二十五第二項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の標章の掲示（以下「刻印等」という。）において示された容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月の末日、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第二十七条第一項に基づく刻印又は同条第二項に基づく標章において示された月の前月の末日から起算して、製造した後の経過年数（以下この条及び第五十八条において「経過年数」という。）四年一月以下のものは四年一月、経過年数四年一月を超えるものは二年三月とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（海外認定容器に限る。）であって、容器再検査を受けたことのないものであり、かつ、容器を製造した月の刻印等がないものについては、法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器を製造した日から国内で初</p>	<p><b>第八章 容器及び附属品の再検査並びに容器検査所</b> (容器再検査の期間)</p> <p><b>第十五条</b> 法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては法第四十五条第一項若しくは法第四十九条の二十五第一項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の刻印又は法第四十五条第二項若しくは第四十九条の二十五第二項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の標章の掲示（以下「刻印等」という。）において示された容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月の末日、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第二十七条第一項に基づく刻印又は同条第二項に基づく標章において示された月の前月の末日から起算して、製造した後の経過年数（以下この条及び第五十八条において「経過年数」という。）四年一月以下のものは四年一月、経過年数四年一月を超えるものは二年三月とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（海外認定容器に限る。）であって、容器再検査を受けたことのないものであり、かつ、容器を製造した月の刻印等がないものについては、法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器を製造した日から国内で初</p>

<p>めて充填を行う日までの期間とする。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた<b>場合は、当該認可に係る期間</b>をもって法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。</p>	<p>めて充填を行う日までの期間とする。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた<b>場合又は災害その他やむを得ない事由によりこれらの項の期間内に容器再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間</b>をもって法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。</p>
-本則-	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>(附属品再検査の期間)</p> <p><b>第十八条</b> 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間は、附属品検査に合格した日（附属品再検査に合格したものにあっては、最近時の同検査に合格した日。）から附属品が装置されている容器が最初に受ける容器再検査までの間とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた<b>場合は、当該認可に係る期間</b>をもって法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。</p>	<p>(附属品再検査の期間)</p> <p><b>第十八条</b> 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間は、附属品検査に合格した日（附属品再検査に合格したものにあっては、最近時の同検査に合格した日。）から附属品が装置されている容器が最初に受ける容器再検査までの間とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた<b>場合又は災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に附属品再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間</b>をもって法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
◆追加◆	附 則（令和二・四・一〇経産令三七）
-改正法・附則- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*